

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成23年11月17日(2011.11.17)

【公表番号】特表2011-526201(P2011-526201A)

【公表日】平成23年10月6日(2011.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-040

【出願番号】特願2011-515142(P2011-515142)

【国際特許分類】

B 01 D 29/11 (2006.01)

【F I】

B 01 D 29/10 501 C

B 01 D 29/10 510 C

B 01 D 29/10 530 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月16日(2011.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フィルターハウジング下部の底部分(19)の円筒状受入開口部(18)においてフィルターエレメント(25、25')を固定するためのアダプター(1、1')であって、該アダプターは、非ろ液チャンバーの流体密の仕切りを可能とするための、アダプター周囲の周辺溝(3、5)に配置される少なくとも1つのシール(4、7)を含み、非ろ液チャンバーはフィルターの外側ジャケットを囲み、ろ過される溶液をフィルターへと供給することができ、ろ液をフィルターからろ液チャンバーへ導入することができ、シール(4、7、28)は、射出成形によって周辺溝(3、5、26)の基部表面(6)に連結され、シール(4、7、28)が、溝(3)の基部表面(6)の境界を定める少なくとも1つの側壁(12、13、32、33)から一定の距離(16、17、31)があり、

第二のシール(7)が、第二の周辺溝(5)における基部表面(6)上に射出成形され、2つのシール(4、7)が、相互に並行する溝(3、5)に配置され、シール(4、7)が、溝(3、5)の2つの相互に向き合う内側の側壁(10、11)に接しており、2つのシール(4、7)が、軸方向に延びる少なくとも1つのウェブ(20)によって互いに連結されることを特徴とする、前記アダプター。

【請求項2】

2つのシール(4、7)が、軸方向に延びる2つのウェブ(20)によって互いに連結されることを特徴とする、請求項1に記載のアダプター。

【請求項3】

第三のシール(28)が、フィルターエレメント(25')の端部キャップ(24')領域中の周辺溝(26)において、溝(26)の基部表面(6)上に射出成形されることを特徴とする、請求項1または2に記載のアダプター。

【請求項4】

シール(4、7、28)が、熱可塑性エラストマー、熱可塑性ウレタン、またはシリコーンで作られることを特徴とする、請求項1～3のいずれか一項に記載のアダプター。

【請求項5】

アダプター（1、1'）が、封入された補強リング（34）を備える本体（2）を有する、請求項1～4のいずれか一項に記載のアダプター。

【請求項6】

アダプター（1、1'）が、フィルター要素（25、25'）の端部キャップ（24、24'）に接合され、または端部キャップ（24、24'）上に一体化して形成される、請求項1～5のいずれか一項に記載のアダプター。